

ID: 209

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	聖籠町水道事業給水条例 第23条第1項
例規番号	昭和57年 条例第13号

【根拠条文】

(料金の支払義務)

第二十三条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 供用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

【基準】

根拠条文及び第24条の規定による。

(料金)

第二十四条 料金は基本料金と水量料金との合計額に百分の百五を乗じて得た金額とする。この場合において一元未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 基本料金

メーター口径	水量	基本料金 (一ヶ月につき)
一三ミリメートル	一〇立方メートルまで	一、七〇〇円
二〇ミリメートル	同	一、八〇〇円
二五ミリメートル	同	一、九〇〇円
三〇ミリメートル	同	二、五〇〇円
四〇ミリメートル	同	三、五〇〇円
五〇ミリメートル	同	五、〇〇〇円
七五ミリメートル	同	一二、五〇〇円
一〇〇ミリメートル	同	二九、〇〇〇円
一五〇ミリメートル	同	町長が定める額

二 水量料金

種別	用途	水量	料金 (一立方メートル)

			ルにつき)
専用	小口径一三ミリメートル～二五ミリメートル	十一立方メートル以上一立方メートルにつき	一三〇円
	大口径三〇ミリメートル以上	十一立方メートル以上五〇〇立方メートルまで一立方メートルにつき	一五〇円
		五〇一立方メートル以上一、〇〇〇立方メートルまで一立方メートルにつき	一三〇円
		一、〇〇一立方メートル以上一立方メートルにつき	一二〇円
共用	家事用	十一立方メートル以上一立方メートルにつき	一二〇円
臨時用	工事用及び臨時用	十一立方メートル以上一立方メートルにつき	一五〇円

- 一 一般用とは、営業用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 二 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。

備考

設定年月日      平成 22 年 4 月 1 日      最終変更年月日      年    月    日